

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和3年7月7日(水)

午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁A

栃木市生活環境部保険年金課

令和3年度第2回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年7月7日(水)午後1時～

場 所 栃木市役所 3階 正庁A

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 臨時議長選出

6 会議録署名者指名

7 議 事

(1) 会長及び職務代理者の選挙について 資料1

(2) 令和3年度事業計画(案)について 資料2

(3) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて 資料3

(4) 特定健康診査等の実施に関する計画(第3期)の中間評価の報告について

資料4

(5) 国民健康保険データヘルス計画(第2期)の中間評価の報告について

資料5

(6) その他

8 閉 会

(1) 会長及び職務代理者の選挙について

栃木市国民健康保険運営協議会委員の改選に伴い、新たに会長及び職務代理者を選出する。

任期は、令和3年7月1日から令和6年6月30日までとする。

会 長	
職務代理者	

【参考】

国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

栃木市国民健康保険規則（抜粋）

（選挙）

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

（任期）

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

第6条～第8条 略

（議長）

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。

令和3年度事業計画(案)

開催日	内 容
令和3年 5月7日	第1回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (2) 栃木市国民健康保険運営協議会書面決議実施要領(案)の制定について
7月7日	第2回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 会長及び職務代理者の選挙について (2) 令和3年度事業計画(案)について (3) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて (4) 特定健康診査等の実施に関する計画(第3期)の中間評価の報告について (5) 国民健康保険データヘルス計画(第2期)の中間評価の報告について
8月下旬	第3回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて (2) 令和2年度国民健康保険特別会計決算について (3) 令和2年度データヘルス事業の実績について
10月20日	国保運営協議会委員研修会の開催(宇都宮市文化会館) (県国保連合会、県運営協議会長会主催)
10月下旬	第4回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて
令和4年 1月上旬	第5回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて →答申(1月中旬) (2) 令和4年度国保特別会計歳入歳出予算(案)について

※上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。

国民健康保険税率等の見直し及び課税限度額の引上げについて

1 背景・目的・効果・特記事項

国保制度改革に伴い、平成30年度から県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することとなった。本市では平成31年3月に国民健康保険条例を改正し、令和元年度から新税率により課税している。

令和元年度の税率改定にあたり、国民健康保険運営協議会で「令和4年度の国民健康保険税率改定について、令和3年度に検討を行うこと」との答申をしており、令和3年度に保険税率の見直しについて検討を行うもの。

2 概要

- (1) 県が算定する標準保険料率を基本として、国民健康保険税率の見直しを行うこと。
- (2) 課税限度額を現行の93万円から地方税法施行令に定める99万円に改めること。

3 他市の状況

県内各市において、標準保険料率を参考に税率等の改定が行われている。

4 財政的作用

国保財政の健全な運営を図ることができる。

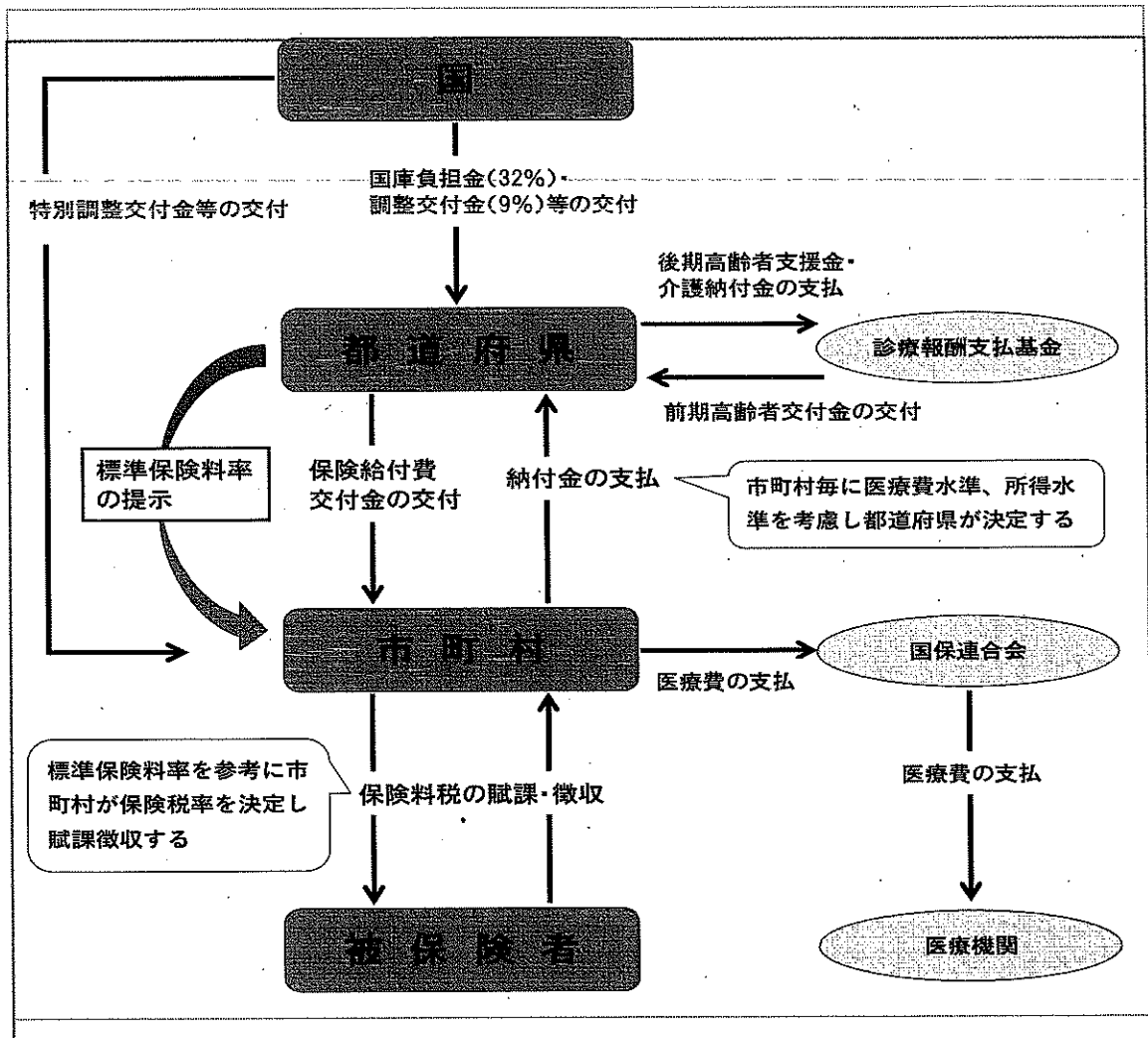
国民健康保険税率等の見直しについて

1 国保制度改革の概要

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うことになった。

県は、保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の納付金の額を決定し、市町はこれを納付するとともに、県は保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付する。また、県は、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を市町に示し、市町はこれを参考に保険税率を決定する。

市町は、引き続き資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業等の業務を行う。



2 標準保険料率

国保事業業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を算定し、市町に提示する。市町は、標準保険料率を参考に保険料率を決定することになる。ただし、各市町の実情に応じて、標準保険料率と異なる税率とすることも可能である。

標準保険料率《市町村算定方式》

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	6.60%	8.21%	7.66%	7.60%
	資産割	3.71%	— %	— %	— %
	均等割	25,012円	32,334円	31,074円	29,151円
	平等割	21,050円	23,873円	22,637円	21,456円
後期分	所得割	2.47%	2.62%	2.55%	2.65%
	資産割	1.13%	— %	— %	— %
	均等割	9,810円	10,236円	10,413円	10,203円
	平等割	7,455円	7,558円	7,585円	7,510円
介護分	所得割	1.78%	2.40%	2.32%	2.17%
	資産割	0.93%	— %	— %	— %
	均等割	9,263円	12,933円	12,592円	11,235円
	平等割	6,195円	6,035円	6,519円	6,201円
計	所得割	10.85%	13.23%	12.53%	12.42%
	資産割	5.77%	— %	— %	— %
	均等割	44,085円	55,503円	54,079円	50,589円
	平等割	34,700円	37,466円	36,741円	35,167円

現行税率

B

区分		令和元年度～
医療分	所得割	8.20%
	資産割	— %
	均等割	32,300円
	平等割	23,800円
後期分	所得割	2.60%
	資産割	— %
	均等割	10,200円
	平等割	7,500円
介護分	所得割	2.40%
	資産割	— %
	均等割	12,900円
	平等割	6,000円
計	所得割	13.20%
	資産割	— %
	均等割	55,400円
	平等割	37,300円

比較A-B

区分		
医療分	所得割	△0.60%
	資産割	— %
	均等割	△3,149円
	平等割	△2,344円
後期分	所得割	0.05%
	資産割	— %
	均等割	3円
	平等割	10円
介護分	所得割	△0.23%
	資産割	— %
	均等割	△1,665円
	平等割	201円
計	所得割	△0.78%
	資産割	— %
	均等割	△4,811円
	平等割	△2,133円

3 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。令和3年度の国保事業費納付金総額は、4,716,714千円であり、前年度に比べ262,384千円の減(94.73%)となっている。(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度と比較	伸率
医療給付費分	3,287,617	3,728,983	3,469,993	3,261,085	△208,908	93.98%
後期高齢者支援金分	1,171,611	1,150,003	1,104,710	1,094,285	△10,425	99.06%
介護納付金分	385,589	425,452	404,395	361,344	△43,051	89.35%
合 計	4,844,817	5,304,438	4,979,098	4,716,714	△262,384	94.73%

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和3年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は128,977円であり、前年度に比べ7,905円の減(94.22%)となっている。(単位：円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度と比較	伸率
医療給付費分	80,226	97,129	95,394	89,173	△6,221	93.48%
後期高齢者支援金分	28,590	29,954	30,370	29,923	△447	98.53%
介護納付金分	30,743	36,749	36,659	33,732	△2,927	92.02%
合 計	118,226	138,165	136,882	128,977	△7,905	94.22%

(単位：人)

(被保険者数)	40,979	38,392	36,375	36,570
(介護分のみ被保険者数)	12,542	11,577	11,031	10,712

4 現行税率と標準保険料率の課税見込額及び収納見込額の比較

令和3年度の現行税率(予算額)と標準保険料率(国保賦課システムによる算出)の収納見込額を比較すると、現行税率の方が約2億円高くなっている。

また、一人あたりの課税見込額は、現行税率の方が約8千円高くなっている。

○課税見込額及び収納見込額

(単位:千円)

	現行税率(予算額) (a)			標準保険料率 (b)			比較 (a)-(b)	
	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療分	2,844,326	88.60%	2,520,007	2,627,673	88.60%	2,328,118	216,653	191,889
後期分	902,376	88.60%	799,505	915,099	88.60%	810,777	-12,723	-11,272
介護分	330,997	88.60%	293,263	305,706	88.60%	270,855	25,291	22,408
計	4,077,699		3,612,775	3,848,478		3,409,750	229,221	203,025

○1人当たりの課税見込額及び収納見込額

(単位:円)

	現行税率(予算額) (a)		標準保険料率 (b)		比較 (a)-(b)	
	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療分	77,888	69,007	71,956	63,753	5,932	5,254
後期分	24,710	21,893	25,059	22,202	-349	-309
介護分	30,356	26,895	28,036	24,840	2,320	2,055
計	132,954	117,795	125,051	110,795	7,903	7,000

5 保険税率等見直しの検討経緯

平成31年3月に国民健康保険税条例を改正し、令和元年度から新税率により課税している。

令和元年度の税率改定にあたり、国民健康保険運営協議会により、「令和4年度の国民健康保険税率改定について、令和3年度に検討を行うこと」との答申を得ており、令和3年度に保険税率の見直しについて検討を行う必要がある。

6 保険税率等見直しの考え方（案）

前回改定時の収支見通しでは、財源不足により保険財政調整基金を取り崩すことを見込んでいたが、国保制度改革等の影響により、元年度、2年度と剰余金が発生し、基金に積立てを行った。令和2年度末の基金残高は約21億円となっている。基金残高等を踏まえ、検討を行う。

(1) 保険税率

県が算定する標準保険料率を基本とする。

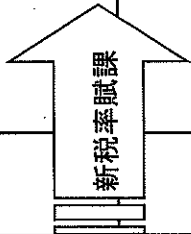
(2) 課税限度額の引き上げ

本市の保険税の課税限度額は、現在93万円となっているが、高額所得者の負担能力に応じた課税を図るため、地方税法施行令で定める99万円に引き上げる。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	計
現行	58万円	19万円	16万円	93万円
改正案	63万円	19万円	17万円	99万円

国民健康保険税率見直し検討スケジュール(案)

	令和3年度												令和4年度			備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
庁議等			6/11 ● 庁議 (見直方針)					11/10 ● 庁議 (改正案審議)		1/7 ● 庁議 (条例案審議)						
議会関係			● 正副議長レクチャー (見直方針)							● 正副議長レクチャー (改正案) ● 議員研究会 (改正案の説明)	● 正副議長レクチャー (改正案) ● 議員研究会 (改正案の審議)					
国保運営協議会			7/7 第2回 (税率の検討) (見直方針)	第3回 (税率の検討)	第4回 (税率の検討)	第5回 (税率の検討)										
その他		● 正副市長レクチャー (見直方針)		● 運営協議会へ諮問				12/ ● 例規審査委員会	● 副市長レクチャー (改正案) ● 市長レクチャー (改正案)	● 副市長レクチャー (改正案) ● 市長レクチャー (改正案)	● 県に資料提出 ★ 条例施行 市民への周知(広報誌、ホームページ等) (広報とちぎ 2回程度掲載)					



県内各市町の国民健康保険税率(令和3年度)

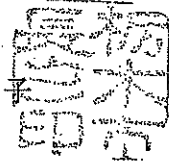
	令和3(2021)年度														
	医療分					後期高齢者支援分					介護分				
	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)
1 宇都宮市	6.36	/	25,900	19,000	630	2.55	/	9,800	7,200	190	2.07	/	10,500	6,400	170
2 足利市	7.00	/	26,400	18,600	630	2.00	/	7,800	4,200	190	1.90	/	8,400	4,800	170
3 栃木市	8.20	/	32,300	23,800	580	2.60	/	10,200	7,500	190	2.40	/	12,900	6,000	160
4 佐野市	6.60	/	25,200	18,000	610	2.40	/	8,400	7,200	190	2.10	/	10,800	6,000	160
5 鹿沼市	6.80	/	20,400	17,400	610	2.50	/	8,400	6,600	190	1.70	/	9,000	4,800	160
7 日光市	7.00	/	22,000	24,000	630	2.60	/	8,000	10,000	190	2.10	/	7,000	8,500	170
8 小山市	6.90	/	27,000	22,000	580	2.50	/	8,500	6,000	190	2.00	/	8,000	6,500	160
9 真岡市	7.00	/	25,000	21,500	630	2.50	/	9,500	7,000	190	2.10	/	10,000	5,500	170
10 大田原市	5.50	/	32,000	/	630	2.00	/	12,000	/	190	1.50	/	14,000	/	170
11 矢板市	6.80	/	26,400	18,200	630	2.40	/	9,700	7,100	190	2.20	/	10,800	4,800	170
12 那須塩原市	7.90	/	21,000	19,000	610	2.00	/	5,900	6,100	190	2.00	/	8,000	4,900	160
13 上三川町	8.30	/	20,000	18,000	630	2.20	/	9,000	6,000	190	1.90	/	15,000	/	170
21 益子町	6.60	16.00	20,000	22,000	540	2.00	/	5,500	5,000	190	1.70	/	8,200	6,200	160
22 茂木町	6.90	/	21,000	21,000	610	2.50	/	9,000	7,000	190	1.90	/	8,000	6,000	160
23 市貝町	5.60	/	16,700	15,700	610	2.90	/	8,000	7,500	190	1.80	/	9,300	4,800	160
24 芳賀町	6.70	/	26,000	29,000	610	2.00	/	7,000	8,200	190	1.70	/	8,200	6,000	160
25 壬生町	8.40	/	24,900	23,600	610	2.70	/	8,200	7,200	190	2.10	/	8,400	5,100	160
26 下野市	6.30	/	28,800	20,400	630	2.20	/	9,600	6,000	190	1.90	/	12,000	3,000	170
28 野木町	5.30	16.50	28,600	22,000	500	2.20	3.50	11,300	8,500	130	2.20	2.20	12,000	7,000	100
36 塩谷町	7.20	/	27,000	21,000	520	2.60	/	9,400	6,800	170	1.80	/	8,000	3,600	160
37 さくら市	6.90	/	25,000	23,500	630	2.00	/	8,400	7,400	190	1.90	/	8,700	7,000	170
38 高根沢町	8.20	/	26,000	23,500	630	3.00	/	9,000	8,400	190	2.00	/	8,000	6,000	170
41 那須烏山市	6.80	/	23,500	21,000	630	2.40	/	7,500	6,000	190	1.90	/	7,800	7,000	170
42 那珂川町	6.20	/	24,000	21,000	630	2.50	/	10,000	7,000	190	2.00	/	10,000	6,000	170
45 那須町	7.70	/	25,600	22,000	610	2.00	/	6,000	5,400	190	1.90	/	8,400	5,600	160



栃市保第205号
令和3年6月15日

栃木市国民健康保険運営協議会
会長 松本喜一様

栃木市長 大川秀



国民健康保険事業運営について（諮問）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市国民健康保険事業につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険事業運営に関し、下記事項について諮問いたしますので、ご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 国民健康保険税率の見直しについて
- 2 課税限度額の引き上げについて

生活環境部保険年金課国保係
中井・野中
Tel. 0282-21-2131

《諮問の主旨》

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととなりました。

県は保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の国保事業費納付金を決定し、市町はこれを納付するとともに、県は保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付しています。また、県は、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を市町に示し、市町は、これを参考に保険税率を決定することとなっております。

本市においては、平成31年3月に国民健康保険条例を改正し、令和元年度から新税率により課税しています。

前回改定時の収支見通しでは、財源不足による保険財政調整基金の取り崩しを見込んでおりましたが、国保制度改革等の影響により、元年度、2年度と剰余金が発生し、基金に積立を行いました。令和2年度末の基金残高は約21億円となっております。本市国民健康保険の安定的かつ持続的な財政運営を図るため、基金残高等を踏まえて、令和4年度の国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて検討する必要がありますので、慎重なご審議のうえ、答申くださいますようお願い申し上げます。